

遠野都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(遠野都市計画区域マスタープラン)

平成 30 年 3 月

岩 手 県

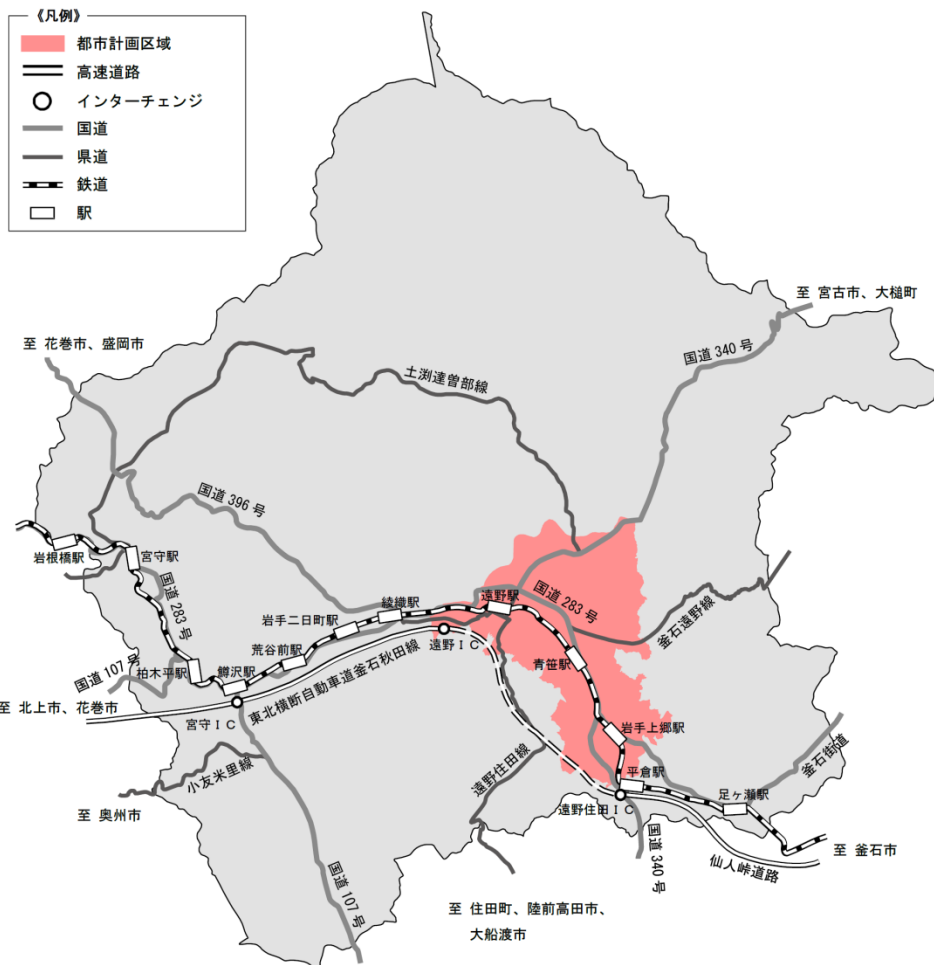
I. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、遠野都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その範囲・規模は以下のとおりです。

名称	市町村	範囲	面積(ha)
遠野都市計画区域	遠野市	行政区域の一部	5,923

遠野都市計画区域



2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内容	基準年	目標年次
将来都市像の目標年次	平成 27 年 (西暦 2015 年)	平成 50 年 (西暦 2038 年)
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	(国勢調査実施年)	平成 40 年 (西暦 2028 年)

3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代に盛岡藩主南部氏の一族・遠野南部氏一万二千石の城下町として繁栄した遠野市を中心に、豊かな自然と田園環境に囲まれた都市として発展してきました。近年は、民話のふるさととして、また、遠野物語の舞台として多くの観光客が訪れる県南広域振興圏の観光拠点都市として、近隣の都市圏と連携し、「世界に誇れる岩手」をリードする重要な役割を担っています。

しかし、中心市街地の空洞化や過疎化の進展により都市機能の低下が懸念される状況にあり、既にある基盤を活用しつつ、東北横断自動車道釜石秋田線の整備などにより、都市機能の強化を図る必要があります。

4. 都市づくりの基本理念

本区域の基本理念を次のとおり掲げます。

大自然にいだかれた民話の里の田園交流都市

歴史・文化・自然を継承する「民話の里」としての環境を醸成するとともに、都市機能を維持・集約し、持続可能で快適な居住環境と地域特性を活かした産業拠点の形成を図ります。

また、東北横断自動車道釜石秋田線等の整備により都市の連携・交流を図り、都市活動や産業活動を支える交通ネットワークを形成します。

5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

歴史・文化・自然を継承する民話の里としての環境の醸成

緑豊かな丘陵地や里山、田園風景の広がる農地などの自然環境の保全と活用を図り、遠野の歴史・文化・自然を継承し、文化を彩るまちづくりを展開し、民話の里としての環境づくりや、遠野らしさの演出による郷土意識の醸成を図ります。

住みよさ・便利さ・安全性を満たした快適な居住環境の形成

道路や公園など根幹的な都市施設の整備や市街地機能の充実により、民話の里として生活を彩る人にやさしいまちづくりと災害に強いまちづくりを展開し、住みよさ・便利さ・安全性を満たした快適な居住環境の形成を図ります。

地域特性を活かした産業拠点の形成

地域の歴史・景観に配慮した街並み形成を進め、産業の基盤づくりや活性化を図るとともに、民話の里として産業を彩るまちづくりを展開し、県央部と沿岸部の結節点にある地域特性を活かした産業拠点の形成を図ります。

広域的な交通ネットワークの形成と都市拠点間の連携強化

東北横断自動車道釜石秋田線等の整備により広域的なネットワークを形成するとともに、県央部と沿岸部への結節点となっていることから、地域連携を高める交通ネットワークの形成・強化を図ります。

都市機能の集積と特色ある拠点の形成

無秩序な市街地の拡大を抑制し、豊かな自然環境や伝承されてきた郷土の歴史・文化等の地域資源を活かしつつ、広域生活圏の中心都市のひとつとして工業・商業・公共公益・観光等の都市機能の充実を図り、歴史と個性が生きる都市拠点の形成を図ります。

6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

東北横断自動車道釜石秋田線の整備により、周辺の都市計画区域や近隣都市と適切な連携を図り、効率的な都市づくりを進めていきます。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

2. 判断根拠

- 行政区域内人口及び都市計画区域内人口ともに、近年減少に転じ、今後も減少することが予想されます。
- 建築物の市街地以外での新築動向も見られますが、近年は減少傾向が続いており無秩序な市街化が急速に進行している状況ではないといえます。
- 以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要性は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業地

- 県央部と沿岸部を結ぶ中心都市として、商業・業務機能、サービス機能、文化機能、娯楽機能など多様な都市機能の集積を図り、活力と賑わいのあふれる都心を形成します。
- 遠野駅周辺を含む中心市街地は、既に集積している都市機能を活かし、住宅や商業・業務施設、公共施設などが複合した土地利用を基本とし、公共交通との連携が図られた利便性の高い商業・業務拠点を形成します。

また、城下町・宿場町としての歴史が感じられる、特色と魅力ある中心市街地を目指します。

- 国道 283 号沿道は、商業・業務施設、運輸・流通施設等の立地が進んでいることから、今後も周辺地区の日常生活を支えるエリアとして、地区サービス拠点の形成を図ります。

なお、幹線道路沿道は日常的なサービス品や娯楽機能を提供する土地利用を基本とし、中心市街地のにぎわい形成や商業集積に影響を与える大規模店舗や映画館、劇場等の立地を制限します。

② 工業地

- 遠野木材工業団地、遠野東工業団地、向野地区工業適地は、工業・流通産業拠点として、地区周辺の生活環境や営農環境に配慮した操業環境の維持・形成を図ります。
- 東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通により、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道は新たな産業用地としての需要が見込まれることから、一定の工業施設や流通施設などの立地を計画的に誘導し、新たな工業・流通産業拠点の形成を図ります。

③ 住宅地

- 既成市街地の住宅地は、過去に整備してきた既存インフラを有効に活用するとともに、計画的な下水道整備や狭隘道路の拡幅整備等により、良好な住宅地の形成を図ります。また、

低・未利用地や空き家を有効活用することにより市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

- ・ 幹線道路沿いの既存住宅地は、住環境の保全に配慮しつつ、住宅と日常生活に必要な買い物やサービスを提供する施設が共存する地区として規制・誘導を図ります。
- ・ 市街地外においては、既存の緑の保全や営農環境に配慮した土地利用を基本とし、低密度の市街地が拡散するような宅地開発は抑制するものとします。宅地開発を行う場合には、道路等のインフラ整備等と整合が図られるよう適正に誘導するものとします。
- ・ 土地区画整理事業や大規模な宅地開発により面的整備が行われ良好な住環境が形成された地区は、今後も既存インフラを有効活用し住環境の維持・改善を図ります。

2) その他土地利用の方針

① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害が発生するまたは災害により被害を受ける恐れがある地域等については、市街化を抑制するとともに、災害の予防と被害の軽減に対する対策を進めます。

② 白地地域に関する方針

- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）は、自然と共生する土地利用を基本とし、多面的な機能を有する自然や農地の保全、住みよい集落環境の維持・形成を図ります。
- ・ 土地利用の状況などを考慮しつつ、都市機能の集約の観点や将来の環境悪化が懸念される場合には、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建蔽率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の整備の方針

① 交通体系・ネットワーク

- ・ 周辺都市との広域的な連携を担う国道 283 号及び国道 340 号の縦・横の 2 軸並びに都市の骨格となる幹線道路は、交通流動を踏まえ将来都市構造に対応した道路網となることを基本として形成するものとします。
- ・ また、東北横断自動車道の整備によるインターチェンジ周辺の流通・交通サービス機能及び流通業務機能の充実などにより、交通拠点都市としての活性化を図っていきます。

② 道路

- ・ 交通量調査等を踏まえ、将来の交通需要に対応した道路網の整備を推進します。
- ・ 広域連携及び地域間の交流の促進に向けて、計画的な道路整備を推進します。
- ・ 主要な公共施設などの周辺の道路は、歩行者や車いす利用者などにも使いやすい道路とするため、バリアフリー化を推進するとともに、景観に配慮した整備を推進します。
- ・ 都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている都市計画道路については、計画決定の経緯とその後の社会経済情勢の変化を踏まえ、検証をしたうえで、体系的な見直しを図ります。

③ 公共交通機関等

- ・ 周辺都市や地域拠点との連携を促進するとともに、地域特性や住民ニーズに対応した交通手

段を確保するため、幹線交通と支線交通が連携した効果的・効率的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

- 幹線交通では JR 釜石線を広域的な連携を担う路線として位置付け、利便性の向上に努めるとともに、幹線バス路線の維持・確保を図ります。
- 支線交通では、デマンド交通など地域ニーズに応じた交通手段の確保に努めます。
- 交通結節点の機能向上を図るため、乗り継ぎなどの利便性の向上やバリアフリー化などを推進します。

2) 下水道及び河川の整備の方針

- 快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図り、内水面水産資源の成育に資する水質を確保するため、地域の実情に応じた、計画的な污水处理施設の整備を推進します。
- 下水道の整備にあたっては、体系的な整備を推進し、快適な都市環境を形成するとともに、環境負荷の軽減を図るため、下水道処理水の有効活用等を検討します。
- 水害の発生をできる限り抑えるため、環境に配慮した河川や水路の改修を進めるとともに、適切な維持管理のもと、その機能維持に努めます。

3) その他

① 都市施設の都市計画決定における配慮

- 都市施設の都市計画決定に当たっては、整備時における営農環境等に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 土地区画整理事業等計画的な市街地開発により、良好な住宅地の供給を図るとともに、景観に配慮した街並みの整備を誘導します。
- 中心市街地においては、既存ストックの有効活用を努め、都市機能の維持を図りながら公共施設の建て替え時期を見据えた計画的な機能再編を図り、多様な都市機能の集約を進めることで、中心市街地の魅力と利便性を高めます。
- 良好な市街地の形成を推進するため、面整備を併せて地区計画制度や建築協定、特別用途地区等による土地利用の誘導を検討します。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- 本地区は、早池峰山や六角牛山などの豊かな自然環境に囲まれ、猿ヶ石川、早瀬川、田園など多様な水辺区間と緑を有していることから、水と緑のネットワーク形成に配慮しながら、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の観点から緑の保全、整備、生育を図ります。

2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全系統の配置方針

- 早池峰山に代表される遠野三山の山並や丘陵地、猿ヶ石川などの河川は、都市の骨格を形成

する貴重な資源として保全に努めます。

- 松崎・土淵地域、青笹・上郷地域に広がる田園・農村景観については無秩序な都市的利用を制限し、田園環境保全地として保全を図ります。

② レクリエーション系統の配置方針

- 早瀬川の河川敷を中心とし、自然環境を活かした親水・レクリエーション空間を整備します。
- 都市公園などは、安全面に配慮しながら住民の憩いやふれあいの場として、適正な維持管理を図り、利便性や快適性の向上に努め、市街地周辺部の緑地については適切な保全に努めます。
- 街区公園では、地域実状を考慮して適正な配置を図り、特に土地区画整理事業施行区域等では重点的な整備を図ります。

③ 防災系統の配置方針

- 災害に備えるための都市公園や緑地の整備については、防災空間としての機能を高めるとともに、災害発生時における救援・支援等の災害応急活動の基地としての活用を検討します。

④ 景観形成系統の配置の方針

- 早池峰山に代表される遠野三山の山並や丘陵地、猿ヶ石川などの河川は重要な景観形成の区域として、良好な景観の保全に努めます。
- 市街地周辺に広がる良好な田園空間と農村集落は、豊かな農村景観であることから、農地と集落が調和した良好な田園景観として保全に努めます。
- 市街地においては、地区計画などにより敷地内の緑化を促進し、緑豊かな景観の形成を図るとともに、空き家・空き店舗の適切な維持管理を促進し、都市景観の保全に努めます。
- 早瀬川や猿ヶ石川などの河川沿いの豊かな河川環境や農地などはその保全に努めます。
- 工業団地などの事業所が集積する地区では、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽などを行い、周辺環境と調和した景観形成の誘導を図ります。

付図『遠野都市計画区域の将来像図』

